

議題 テーマ提言について

項目 今回の基準諮問会議における新規テーマの提案<実務対応レベル>

提案者：監査人（基準諮問会議委員）

（テーマ）

マイナス金利に係る種々の会計上の論点への対応

（提案理由）

平成 28 年 1 月 29 日に日本銀行がマイナス金利政策の導入を発表して以降、短期～中期の国債の利回りがマイナスとなる状況であり、これは本テーマ受付表の提出日時点（平成 28 年 5 月 20 日時点）でも、10 年物の国債利回り（流通利回り）-0.11%となっていることより、その状況に特段の変化は見られない。金利水準がマイナスとなることにより、種々の会計上の論点が生じることはすでに把握されている事項であり、貴委員会においても、退職給付債務の計算に係る割引率の取扱い及び金利スワップの特例処理の取扱いに関して、緊急対応的に企業会計基準委員会（本委員会）の議事概要という形で、本年 3 月にご対応頂いたところである。

ただし、上記のとおり当該対応はあくまで平成 28 年 3 月期決算のための緊急対応的な色合いが強いものであり、現下の経済環境を鑑みた場合、改めて貴委員会として実務対応報告の公表のような形で、マイナス金利への対応を図ることが必要であると考えます。

（具体的内容）

想定される論点としては、すでに把握されているものも含め、以下のようなものが考えられる。

- 退職給付債務の計算に係る割引率の取扱い
- 金利スワップ（ヘッジ手段）に係るヘッジ会計の適用及び金利スワップの特例処理の取扱い（新規契約のものを含む）
- 債権に関してマイナスの金利を支払った場合、及び債務に関してマイナスの金利を受け取った場合の会計処理及び開示  
（例えば、債務に関してマイナスの金利を受け取った場合に、支払利息のマイナスとして表示するか、受取利息として表示するか、など）
- 資産除去債務に係る割引率の取扱い
- 金融商品の時価等の開示における時価の算定の取扱い

（以上二点、マイナスの金利のまま割引率として利用するかどうかという論点）

（事務局対応案）

企業会計基準委員会では、マイナス金利に関連する会計上の論点（退職給付債務の計算における割引率、金利スワップの特例処理）に関して質問が寄せられたことを受けて、平成 28 年 3 月決算に緊急的に対応することを目的として、第 331 回企業会計基準委員会（平成 28 年 3 月 9 日開催）及び第 332 回企業会計基準委員会（平成 28 年 3 月 23 日開催）において議論が行われ、そこでの議論の内容を周知するために、平成 28 年 3 月 10 日及び平成 28 年 3 月 24 日に議事を公表している（別紙 1 及び別紙 2 参照）。

提案にあるように、マイナス金利の状況は継続しているため、企業会計基準委員会において会計上の論点について取扱いを明らかにすることは有用であると考えられる。しかしながら、今後のマイナス金利の水準を予測することは困難であり、国際的にも会計上の取扱いが定まっていない分野であることもあり、企業会計基準委員会における基準開発の要否及び時期について基準諮問会議として判断を行い、新規テーマとして提言を行うことは困難であると考えられる。

したがって、企業会計基準委員会において本年 3 月に検討がなされていることも踏まえ、基準開発の要否及び時期については企業会計基準委員会の判断に委ね、適時に対応を図ることを依頼することとしてはどうか。

(参考)  
国債金利の動向

(単位：%)

基準日	5年	6年	7年	8年	9年	10年	15年
H28. 1. 28	0.011	0.006	0.030	0.090	0.151	0.229	0.554
H28. 1. 29	▲ 0.071	▲ 0.075	▲ 0.055	▲ 0.008	0.043	0.104	0.436
(省略)							
H28. 2. 16	▲ 0.144	▲ 0.149	▲ 0.144	▲ 0.092	▲ 0.022	0.052	0.377
(省略)							
H28. 3. 7	▲ 0.205	▲ 0.206	▲ 0.201	▲ 0.160	▲ 0.118	▲ 0.052	0.173
H28. 3. 8	▲ 0.230	▲ 0.238	▲ 0.237	▲ 0.197	▲ 0.158	▲ 0.103	0.088
H28. 3. 9	▲ 0.163	▲ 0.164	▲ 0.159	▲ 0.119	▲ 0.076	▲ 0.022	0.236
H28. 3. 10	▲ 0.154	▲ 0.165	▲ 0.164	▲ 0.123	▲ 0.081	▲ 0.025	0.231
H28. 3. 11	▲ 0.149	▲ 0.153	▲ 0.152	▲ 0.113	▲ 0.072	▲ 0.016	0.257
H28. 3. 14	▲ 0.174	▲ 0.175	▲ 0.177	▲ 0.138	▲ 0.097	▲ 0.049	0.185
H28. 3. 15	▲ 0.145	▲ 0.143	▲ 0.143	▲ 0.107	▲ 0.066	▲ 0.025	0.191
H28. 3. 16	▲ 0.174	▲ 0.176	▲ 0.178	▲ 0.144	▲ 0.101	▲ 0.054	0.159
H28. 3. 17	▲ 0.184	▲ 0.184	▲ 0.178	▲ 0.144	▲ 0.102	▲ 0.054	0.157
H28. 3. 18	▲ 0.220	▲ 0.222	▲ 0.220	▲ 0.186	▲ 0.144	▲ 0.101	0.095
H28. 3. 22	▲ 0.220	▲ 0.221	▲ 0.219	▲ 0.189	▲ 0.146	▲ 0.100	0.086
H28. 3. 23	▲ 0.236	▲ 0.240	▲ 0.235	▲ 0.200	▲ 0.158	▲ 0.111	0.085
H28. 3. 24	▲ 0.225	▲ 0.236	▲ 0.231	▲ 0.194	▲ 0.147	▲ 0.094	0.124
H28. 3. 25	▲ 0.237	▲ 0.246	▲ 0.241	▲ 0.199	▲ 0.152	▲ 0.100	0.120
H28. 3. 28	▲ 0.235	▲ 0.246	▲ 0.240	▲ 0.200	▲ 0.152	▲ 0.094	0.124
H28. 3. 29	▲ 0.231	▲ 0.237	▲ 0.229	▲ 0.194	▲ 0.146	▲ 0.089	0.130
H28. 3. 30	▲ 0.230	▲ 0.242	▲ 0.235	▲ 0.199	▲ 0.152	▲ 0.094	0.126
H28. 3. 31	▲ 0.190	▲ 0.200	▲ 0.183	▲ 0.147	▲ 0.104	▲ 0.049	0.176
(省略)							
H28. 6. 1	▲ 0.240	▲ 0.248	▲ 0.246	▲ 0.207	▲ 0.160	▲ 0.111	0.058
H28. 6. 2	▲ 0.227	▲ 0.237	▲ 0.238	▲ 0.198	▲ 0.155	▲ 0.103	0.060
H28. 6. 3	▲ 0.231	▲ 0.242	▲ 0.238	▲ 0.202	▲ 0.160	▲ 0.108	0.054
H28. 6. 6	▲ 0.243	▲ 0.253	▲ 0.253	▲ 0.221	▲ 0.180	▲ 0.127	0.038
H28. 6. 7	▲ 0.244	▲ 0.252	▲ 0.254	▲ 0.223	▲ 0.180	▲ 0.127	0.032
H28. 6. 8	▲ 0.228	▲ 0.237	▲ 0.238	▲ 0.207	▲ 0.165	▲ 0.117	0.048
H28. 6. 9	▲ 0.249	▲ 0.251	▲ 0.253	▲ 0.222	▲ 0.180	▲ 0.133	0.032
H28. 6. 10	▲ 0.269	▲ 0.273	▲ 0.279	▲ 0.248	▲ 0.206	▲ 0.158	0.005
H28. 6. 13	▲ 0.276	▲ 0.277	▲ 0.284	▲ 0.253	▲ 0.210	▲ 0.167	▲ 0.006
H28. 6. 14	▲ 0.280	▲ 0.283	▲ 0.289	▲ 0.259	▲ 0.220	▲ 0.172	▲ 0.012
H28. 6. 15	▲ 0.296	▲ 0.304	▲ 0.311	▲ 0.283	▲ 0.245	▲ 0.197	▲ 0.034
H28. 6. 16	▲ 0.290	▲ 0.304	▲ 0.310	▲ 0.288	▲ 0.251	▲ 0.208	▲ 0.066
H28. 6. 17	▲ 0.249	▲ 0.262	▲ 0.263	▲ 0.241	▲ 0.203	▲ 0.157	0.000
H28. 6. 20	▲ 0.246	▲ 0.262	▲ 0.262	▲ 0.241	▲ 0.203	▲ 0.151	0.012
H28. 6. 21	▲ 0.240	▲ 0.257	▲ 0.257	▲ 0.231	▲ 0.195	▲ 0.146	0.017
H28. 6. 22	▲ 0.240	▲ 0.256	▲ 0.258	▲ 0.231	▲ 0.194	▲ 0.150	0.017
H28. 6. 23	▲ 0.237	▲ 0.255	▲ 0.257	▲ 0.231	▲ 0.188	▲ 0.146	0.006
H28. 6. 24	▲ 0.290	▲ 0.308	▲ 0.310	▲ 0.284	▲ 0.245	▲ 0.201	▲ 0.055
H28. 6. 27	▲ 0.287	▲ 0.304	▲ 0.304	▲ 0.278	▲ 0.245	▲ 0.202	▲ 0.072
H28. 6. 28	▲ 0.307	▲ 0.325	▲ 0.327	▲ 0.305	▲ 0.276	▲ 0.233	▲ 0.106
H28. 6. 29	▲ 0.321	▲ 0.335	▲ 0.336	▲ 0.314	▲ 0.287	▲ 0.242	▲ 0.111

## 変動金利（円 LIBOR）の動向

(単位：%)

	1か月 円LIBOR	3か月 円LIBOR	6か月 円LIBOR
H28.1.4	0.04929	0.08286	0.11929
H28.2.1	0.02314	0.03986	0.04571
H28.3.1	▲ 0.05157	▲ 0.00571	▲ 0.00629
(省略)			
H28.3.14	▲ 0.05843	▲ 0.00329	0.01586
H28.3.15	▲ 0.06057	▲ 0.00171	0.02321
H28.3.16	▲ 0.06700	▲ 0.00314	0.02107
H28.3.17	▲ 0.05843	▲ 0.00743	0.02071
H28.3.18	▲ 0.07129	▲ 0.00671	0.01929
H28.3.21	▲ 0.08271	▲ 0.01129	0.01900
H28.3.22	▲ 0.07414	▲ 0.00700	0.02043
H28.3.23	▲ 0.06800	▲ 0.00557	0.02307
H28.3.24	▲ 0.07514	▲ 0.00557	0.02343
H28.3.29	▲ 0.08529	▲ 0.00500	0.02293
H28.3.30	▲ 0.06743	▲ 0.00429	0.02350
H28.3.31	▲ 0.06314	▲ 0.00429	0.02350
(省略)			
H28.6.1	▲ 0.06343	▲ 0.03029	▲ 0.00829
H28.6.2	▲ 0.06343	▲ 0.04064	▲ 0.00700
H28.6.3	▲ 0.06343	▲ 0.02700	▲ 0.00700
H28.6.6	▲ 0.06771	▲ 0.02986	▲ 0.00879
H28.6.7	▲ 0.06843	▲ 0.03271	▲ 0.00879
H28.6.8	▲ 0.07557	▲ 0.03271	▲ 0.00843
H28.6.9	▲ 0.08914	▲ 0.03500	▲ 0.01057
H28.6.10	▲ 0.10271	▲ 0.04036	▲ 0.01629
H28.6.13	▲ 0.09943	▲ 0.04064	▲ 0.01657
H28.6.14	▲ 0.08943	▲ 0.04100	▲ 0.01514
H28.6.15	▲ 0.09800	▲ 0.04100	▲ 0.01829
H28.6.16	▲ 0.09800	▲ 0.03300	▲ 0.00900
H28.6.17	▲ 0.07614	▲ 0.03229	▲ 0.00721
H28.6.20	▲ 0.07471	▲ 0.03086	▲ 0.00971
H28.6.21	▲ 0.06900	▲ 0.03371	▲ 0.01007
H28.6.22	▲ 0.07614	▲ 0.03086	▲ 0.00829
H28.6.23	▲ 0.06543	▲ 0.02500	▲ 0.00350
H28.6.24	▲ 0.06757	▲ 0.02929	▲ 0.01171
H28.6.27	▲ 0.07757	▲ 0.03393	▲ 0.00957
H28.6.28	▲ 0.06471	▲ 0.02964	▲ 0.01421

以 上

## 別紙1 第331回 企業会計基準委員会議事(平成28年3月9日(水))

## 議事概要別紙(審議事項(4) マイナス金利に関する会計上の論点への対応について)

平成28年1月29日に、日本銀行は「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入することを決定した。これを受けて、同年2月16日から、金融機関が保有する日本銀行当座預金のうち一定の部分に0.1%のマイナス金利が適用されており、最近、円LIBORや国債の利回り等でもマイナス金利が観察されている。

これに関連して、当委員会に対して複数の会計上の論点について質問が寄せられている。これらのうち、本日は、退職給付債務の計算における割引率について議論が行われた。

## 論点の所在

退職給付債務の計算において国債の利回りを基礎として割引率を決定している場合で、国債の利回りがマイナスとなっているときに、割引率としてマイナスとなった利回りをそのまま用いるか、ゼロを下限とするかについて論点となっている。

## 会計基準の定め

- 企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」(以下「退職給付会計基準」という。)第20項では、「退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定する。」とした上で、「割引率の基礎とする安全性の高い債券の利回りとは、期末における国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう。」(退職給付会計基準(注6))とされている。
- また、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(以下「退職給付適用指針」という。)第24項では、「退職給付債務等の計算(第14項から第16項参照)における割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定する(会計基準第20項)が、この安全性の高い債券の利回りには、期末における国債、政府機関債及び優良社債の利回りが含まれる(会計基準(注6))。優良社債には、例えば、複数の格付機関による直近の格付けがダブルA格相当以上を得ている社債等が含まれる。」とされている。

## 検討

- 退職給付債務の計算における割引率について国債の利回りを用いる場合に、マイナスの利回りをそのまま用いる論拠としては、次のようなものが聞かれる。
  - (1) 現行基準では、平成20年公表の企業会計基準第19号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」において、一定期間の利回りの変動を考慮して割引率を決定することができるとする取扱いを削除し、期末における市場利回りを基礎として決定される割引率を用いることとしており、その趣旨を踏まえると、マイナスであっても期末における利回りをそのまま用いるべきである<sup>1</sup>。
  - (2) 退職給付債務の計算における割引率について国債の利回りを用いる場合、当該割引率は、基本的には貨幣の時間価値を反映するものと考えられ、プラスの利回りとマイナスの利回りで区別する理由がない。
  - (3) 退職給付債務は、期末における要支給額を計算するのではなく、退職給付見込額のうち期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算したものであるため、期末において支給す

<sup>1</sup> 退職給付会計基準第65項では、「一定期間の利回りの変動を考慮して決定される割引率が期末における市場利回りを基礎として決定される割引率よりも信頼性があると合理的に説明することは通常困難であると考えられることなどから、国際的な会計基準とのコンバージェンスを推進する観点も踏まえ、平成20年に公表した企業会計基準第19号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」では、平成10年会計基準注解(注6)の定め(注:「なお、割引率は、一定期間の利回りの変動を考慮して決定することができる。」との定め)についてなお書きを削除し、また、割引率は期末における利回りを基礎とすることを明示するよう改正をした。」とされている。

べき金額以上の額が退職給付債務として測定されることもある。

- (4) 退職給付適用指針第 24 項では「割引率は、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならない。」とされており、割引率の決定の基礎となる国債の利回りについて一定の期間以下の利回りのみがマイナスとなる場合に、マイナス部分のみをゼロに補正することには合理性がない。
- (5) 退職給付債務の計算に用いる割引率は、必ずしも年金資産の収益率を反映するものではないが、年金資産の期末における公正な評価額には、通常、マイナス金利の影響が反映されると考えられるため、仮に退職給付債務の計算においてゼロを下限として補正した割引率を用いると、資産と負債の測定について整合しなくなる可能性がある。

- 退職給付債務の計算における割引率について国債の利回りを用いる場合に、ゼロを下限とした利回りを用いる論拠としては、次のようなものが聞かれる。
  - (1) 年金資産の運用において、運用する金融資産の利回りがマイナスになった場合、現金を保有し続けるか、利回りがプラスの他の金融資産で運用することになる可能性がある。このため、企業が従業員に支給する退職給付の額以上の債務を認識する必要はない。
  - (2) 将来キャッシュ・フローを「割り引く」計算において、マイナスの利回りを用いると「割り増す」こととなり、直観に反して違和感がある。
  - (3) システム上、マイナスの利回りを基礎とする割引率を用いて退職給付債務を計算するように設計されていない可能性がある。
- 上記のように、退職給付債務の計算における割引率について国債の利回りを用いる場合に、割引率としてマイナスとなった利回りをそのまま用いるか、ゼロを下限とすべきかについては様々な見解があるが、「退職給付債務の計算における割引率について国債の利回りを用いる場合に、マイナスの利回りをそのまま用いる論拠」の方が、現行の会計基準に関する過去の検討における趣旨とより整合的であると考えられる。
- ただし、本論点に対して当委員会としての見解を示すためには相応の審議が必要と考えられるほか、国際的にも退職給付会計において金利がマイナスになった場合の取扱いが示されていないことを踏まえると<sup>2</sup><sup>3</sup>、現時点では、退職給付会計において金利がマイナスになった場合の取扱いについて当委員会の見解を示すことは難しいものと考えられる。
- また、本論点の取扱いが明確でないことから、ゼロを下限とした割引率を用いて決算準備作業をすでに進めている企業がある可能性があり、上記に記載したように「システム上、マイナスの利回りを基礎とする割引率を用いて退職給付債務を計算するように設計されていない可能性がある」ことから、平成 28 年 3 月決算についてはこうした企業に配慮すべきとの実務上の要請がある。
- 上記の諸点及び現時点においてマイナスとなっている利回りの幅を踏まえると、退職給付債務の計算における割引率について、平成 28 年 3 月決算においては、割引率として用いる利回りについて、マイナスとなっている利回りをそのまま利用する方法とゼロを下限とする方法のいずれの方法を用いても、現時点では妨げられないものと考えられる。

以 上

<sup>2</sup> 欧州においてマイナス金利が観察されている状況を受けて、IFRS 解釈指針委員会では、マイナス金利に関してこれまでに主に次の論点について議論が行われている。なお、当該議論の中に、退職給付債務の計算に用いられる割引率に関する論点は含まれていない。

(1) マイナス金利の状況における受取利息及び支払利息の包括利益計算書上の表示  
 (2) 組込デリバティブの区分に関するガイダンスの適用

<sup>3</sup> IAS 第 19 号「従業員給付」第 83 項では、「退職後給付債務（積立てをするものとししないものの双方とも）の割引に使用する率は、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような優良社債について厚みのある市場が存在しない通貨においては、当該通貨建の国債の（報告期間の末日における）市場利回りを使用しなければならない。」とされており、我が国とは状況が異なるものと考えられる。

## 別紙2 第332回 企業会計基準委員会議事(平成28年3月23日(水))

## 議事概要別紙(審議事項(2) マイナス金利に関する会計上の論点への対応)

平成28年1月29日に、日本銀行は「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入することを決定した。これを受けて、同年2月16日から、金融機関が保有する日本銀行当座預金のうち一定の部分に0.1%のマイナス金利が適用されており、最近、円LIBORや国債の利回り等でもマイナス金利が観察されている。

これに関連して、当委員会に対して複数の会計上の論点について質問が寄せられている。これらのうち、本日は、金利スワップの特例処理の取扱いについて議論が行われた<sup>4</sup>。

## 論点の所在

- 金銭消費貸借契約にマイナス金利を想定した明示の定めがない場合、「金銭消費貸借における利息は、一般に元本利用の対価と考えられるから、その性質上、借入人が貸付人に支払うべきものであり、貸付人が支払うべきものとは解されない。(略)適用金利の計算結果が負の数値になった場合には、単に利息としての性格を有する金額がなくなるに留まると解することに合理性が認められる。」<sup>5</sup>との見解がある。当該見解によった場合、仮に借入人の金利支払条件が円LIBOR等に連動しており、当該支払条件による適用金利が計算上マイナスとなった場合でも、貸付人は借入人に対してマイナス金利を適用して計算された利息相当額を支払う義務を負わないと考えられる。
- 一方、国際スワップ・デリバティブ協会(ISDA)が公表している2006年版の定義集(2006 ISDA Definitions)によれば、金利スワップ取引においては、当事者が適用金利の下限をゼロとする条項を選択しない限り、適用金利がマイナスになった場合には、変動金利相当額を本来受け取る側の当事者が変動金利相当額の絶対額を支払うことが原則とされており、この場合、マイナス金利に基づいて当事者間で受払いが行われるものと考えられる。
- ここで、上記の見解を踏まえ、仮に借入金の変動金利について金銭消費貸借契約にマイナス金利を想定した明示の定めがない場合で、かつ、ゼロを下限とすると解釈する場合、当該変動金利に関するキャッシュ・フローを固定化しようとして、その他の条件が金銭消費貸借契約とほぼ同一である金利スワップ契約が締結され、当該金利スワップ取引に対して、いわゆる「金利スワップの特例処理」が適用されているとき、当該金利スワップの特例処理を継続できるかとの質問が寄せられている。
- これは、借入金の変動金利について上述のように解釈するとき、当該借入金に係る支払利息額と、金利スワップにおける変動金利相当額とが相違し、結果的に、金利スワップの特例処理の要件を満たさないと判断される可能性があるとの懸念による。

## 会計基準の定め

- 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)(注14)では、金利スワップの特例処理について、「資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要

<sup>4</sup> 当委員会の事務局が調べた範囲では、平成27年3月期の有価証券報告書において、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「会計処理基準に関する事項」のうち「重要なヘッジ会計の方法」の中で金利スワップの特例処理を記載している会社は969社であった(「重要なヘッジ会計の方法」の記載を対象に「特例」をキーワードにして検索した。)

<sup>5</sup> 金融法委員会「マイナス金利の導入に伴って生ずる契約解釈上の問題に対する考え方の整理」(平成28年2月19日(平成28年2月23日一部訂正))に記述されている。なお、当該文書では、「具体的な契約文言、取引の経済的合理性、当事者の取引動機(特定の取引のヘッジ目的等)、説明・交渉経緯、当事者の属性等の個別事情により、一般的な考え方とは異なる内容の合意が認定されることは十分にあり得る。」とされている。

件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件（利率、利息の受払日等）及び契約期間が当該資産又は負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理することができる。」とされている。

- 上記を受けて、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）第 178 項では、金利スワップについて特例処理が認められるためには、次の条件をすべて満たす必要があるとされている。

- ① 金利スワップの想定元本と貸借対照表上の対象資産又は負債の元本金額がほぼ一致していること。
- ② 金利スワップの契約期間とヘッジ対象資産又は負債の満期がほぼ一致していること。
- ③ 対象となる資産又は負債の金利が変動金利である場合には、その基礎となっているインデックスが金利スワップで受払される変動金利の基礎となっているインデックスとほぼ一致していること。
- ④ 金利スワップの金利改定のインターバル及び金利改定日がヘッジ対象の資産又は負債とほぼ一致していること。
- ⑤ 金利スワップの受払条件がスワップ期間を通して一定であること（同一の固定金利及び変動金利のインデックスがスワップ期間を通して使用されていること。）。
- ⑥ 金利スワップに期限前解約オプション、支払金利のフロアー又は受取金利のキャップが存在する場合には、ヘッジ対象の資産又は負債に含まれた同等の条件を相殺するためのものであること。

上記①の条件に関し、金利スワップの想定元本と対象となる資産又は負債の元本については、いずれかの 5%以内の差異であれば、ほぼ同一であると考えて、この特例処理を適用することができる。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たさない場合であってもヘッジ会計の要件を満たすときは、繰延ヘッジの方法によりヘッジ会計を適用することができる。

## 検 討

- 金融商品会計基準(注 14)では、金利スワップの特例処理の要件の 1 つとして、利息の受払条件（利率、利息の受払日等）について、金利スワップと金利変換の対象となる資産又は負債でほぼ同一であることが求められている。
- 一方、金融商品実務指針第 178 項では、金利スワップに支払金利のフロアー又は受取金利のキャップが存在する場合の取扱いは示されているものの、ヘッジ対象資産の受取金利又はヘッジ対象負債の支払金利についてゼロが下限とされている場合の取扱いは明らかにされていない。
- ここで、金融商品会計基準や金融商品実務指針（「金融商品会計に関する Q&A」を含む。）が公表された時点において、金利がマイナスとなる状況は想定されていなかったと考えられる。また、マイナス金利の状況において金利スワップの特例処理を継続できるか否かに関する取扱いは、これまで議論されていない。
- 本論点に対して当委員会としての見解を示すためには相応の審議が必要と考えられ、現時点において、マイナス金利の状況における金利スワップの特例処理の取扱いについて当委員会の見解を示すことは難しいものと考えられる。
- しかしながら、仮に借入金の変動金利について金銭消費貸借契約にマイナス金利を想定した明示

## 資料(1)-4

の定めがない場合で、かつ、ゼロを下限とすると解釈する場合<sup>6</sup>でも、次の観点から、平成 28 年 3 月決算においては、これまで金利スワップの特例処理が適用されていた金利スワップについて、特例処理の適用を継続することは妨げられないものと考えられる。

- 金利スワップの特例処理については、金利スワップとヘッジ対象となる負債の条件等が完全に一致していることではなく、ほぼ同一であることを要件としている中で、現時点では、実際に借入金の変動金利がマイナスとなっている例は少ないと考えられ、仮にマイナスとなっている場合でも、借入金の支払利息額（ゼロ）と金利スワップにおける変動金利相当額とを比較した場合、通常、両者の差額は僅少と考えられること

以 上

---

<sup>6</sup> 前掲の脚注 2 を参照のこと。